

商工会だより

Vol.62 2025年1月

南房総市内房商工会

〒299-2403

南房総市富浦町原岡 918

TEL : 0470-33-2257 FAX : 0470-33-4268

MAIL : uchibo@star.ocn.ne.jp

URL : <https://uchibo.sakura.ne.jp/> →



新年あけましておめでとうございます

新しい年を迎え、皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、元旦の能登半島地震がまず大きなニュースとなりました。9月に発生した豪雨の影響も受け、未だに復興が進んでいない状況です。被災地と被害に遭われた方々には、一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

また、国内外の経済環境も大きな出来事が数多くありました。歴史的な円安や資源価格の高止まり、物価の高騰、更に米国大統領選挙による世界経済の反応、岸田政権から石破政権への交代など枚挙に暇がなく、昨年でもまた激動の一年であったと思い返しております。

こうした中、当商工会では、地域の発展に向けた役割を再認識し活動を進めてまいりました。特に昨年は、物価高騰対策の一環としてクーポン券事業を実施しました。多くの会員の皆様に取り扱い店としてご参加いただき、市民の皆様の家計負担軽減に寄与することができました。産業まつりでは多くの皆様に地元の魅力をお届けすることができました。また、組織面においては会員増強運動により多くの新たな仲間を迎え、商工会の基盤強化に向けて一歩前進することができました。これもひとえに会員の皆様をはじめ、多くの方々のご理解とご協力の賜物であり、深く感謝申し上げる次第であります。

本年も引き続き、厳しい経済環境に対応しつつ、地域の持続可能な発展と皆様の事業の繁栄に向けて全力で取り組んでまいりますので、皆様の変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が会員の皆様にとりまして、すばらしい一年となりますよう皆様のご健勝とご多幸を心よりご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



南房総市内房商工会 会長 鈴木 克哉

富山支所の閉鎖に伴い、電話転送を終了いたします。

先般からお知らせしておりました通り、岩井駅前の商工会富山支所は、令和6年12月27日をもって閉所となりました。

これに伴い、支所から本所への電話転送サービスも終了いたしましたので、お電話は
本所（0470-33-2257）まで直接おかけ下さるよう、ご案内申し上げます。

マル経融資のご案内

融資 限度額	2,000万円以内
返済期間	10年以内（据置2年以内） ※返済期間と据置期間の上限は、運転資金・ 設備資金で統一されました。
金利	1.65%（R7.1.6～）

◆マル経融資とは？

「小規模事業者経営改善資金」の通称で、商工会会員のみ利用できる、日本政策金融公庫の無担保・無保証の融資制度です。

令和7年の補助金関係

中小企業庁の予算が確定し、以下の補助金の継続が決定しました。設備投資をお考えの方はぜひご確認ください。

- ◎ 持続化補助金
- ◎ ものづくり補助金
- ◎ IT導入補助金
- ◎ 省力化投資補助金
- ◎ 事業承継補助金

等々・・・

中小企業庁 中小企業対策関連予算 →→→
<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/>

ご相談は
お早めに！



中小企業診断士による相談窓口の開設日

物価高騰やインボイスといった事業環境の変化によってお困りの事業者の皆様、
専門家（中小企業診断士等）が補助金の活用や売上回復に向けた相談支援を行います。



補助金申請

最低賃金

災害計画(BCP等)

資金繰り

インボイス対応

物価高騰・価格転嫁

販路開拓

デジタル化

返済計画

各種施策
(経営力向上計画、
先端設備等導入計画 等)

◇開設日

2025年(令和7年)1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8 鳥居先生	9 野本先生	10	11
12	13	14 原先生	15 鳥居先生	16 野本先生	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28 野本先生	29	30	31	

2025年(令和7年)2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6 野本先生	7	8
9	10	11	12	13 野本先生	14	15
16	17	18	19	20 野本先生	21	22
23	24	25 野本先生	26	27 野本先生	28	

◇相談員

野本 俊一 中小企業診断士

<https://www.nomoto-partners.com/> →



◇予約方法：お電話（TEL：0470-33-2257）

◇開設時間：10：00～16：00

※予定は変更となる場合があります。ホームページでは窓口の最新情報を更新しています。

2025年(令和7年)3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6 野本先生	7	8
9	10	11	12	13	14 野本先生	15
16	17	18	19	20	21 野本先生	22
23	24	25	26	27 野本先生	28	29
30	31					

令和6年分の確定申告について

今年度も確定申告の時期が迫ってまいりました。商工会では、「仕事が忙しくて申告に時間を割けない」という方々に向け、税務相談や年間を通じた記帳代行を請け負っております。ご希望の場合や概要を知りたい場合は、遠慮なくご相談ください。（※商工会での記帳代行は、個人事業主に限られます）

申告期限

- ◆ 所得税は、3月17日(月)まで
- ◆ 消費税は、3月31日(月)まで

振替納税

- ◆ 所得税は、4月23日(水)
- ◆ 消費税は、4月30日(水)

税務署



◇税務署の收受日付印が廃止されました。

令和7年1月から、「行政手続きの電子化」の一環として、税務署へ紙で提出する書類（確定申告書、開廃業届など）への收受日付印の押なつが廃止されました。

この印は、紙で書類を提出した際に「税務署が書類を受け付けたことと、その日付」を証明する効力を持っていたため、今までこの印が必要だった手続き（補助金や融資等）において、今後どのように対応していくのか未知数な部分があります。

今後できる方は、各種手続き書類は電子で提出したほうが良いかもしれません。

※電子申請で提出している方は、受信通知が発行されるので今まで通りで問題ありません。

